

西桂町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 4,566	千円 2,391,975	千円 94,090	千円 382,590	% 15.99	% 19.0

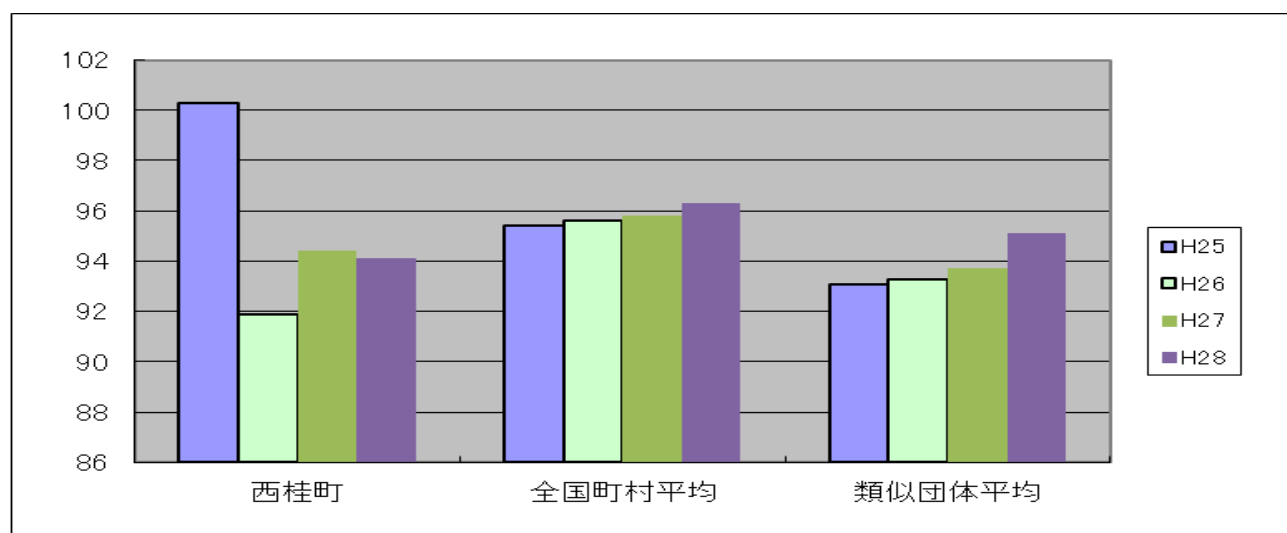
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
27年度	人 42	千円 152,896	千円 18,225	千円 55,836	千円 226,957

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,579	千円 5,504

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



ラスパイレス指数	H25	H26	H27	H28
西桂町	100.3	91.9	94.4	94.1
全国町村平均	95.4	95.6	95.8	96.3
類似団体平均	93.1	93.3	93.7	95.1

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

※西桂町は人事委員会を設置していないので記載なし。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 (%)	%	%	% 0.27

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月 4.1

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、当面の間の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

※西桂町では地域手当の制度はありません。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
西桂町	41.4 歳	306,500 円	334,184 円	322,539 円
山梨県	43.2 歳	336,665 円	416,160 円	375,388 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	40.9 歳	295,868 円	337,348 円	321,005 円

② 技能労務職

※西桂町では技能労務職はありません。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区 分		西桂町	山梨県	国
一般行政職	大学卒	176,700円	183,300円	176,700 円
	高校卒	144,600円	149,000円	144,600 円
看護保健職	大学卒	206,300円	212,100円	—
		—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（28年4月1日現在）

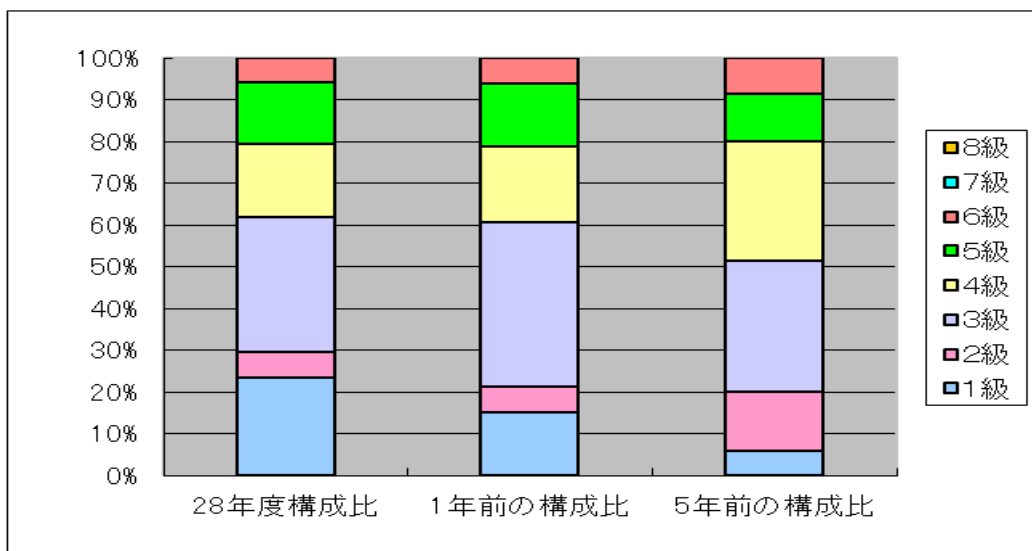
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	268,800 円	340,700 円	373,800 円	369,500 円
	高校卒	227,200 円	330,700 円	347,000 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、主事補の職務	8人	23.5%	140,100円	246,100円
2級	主任の職務	2人	5.9%	190,200円	303,000円
3級	主幹、係長の職務	11人	32.4%	226,400円	348,800円
4級	課長補佐の職務	6人	17.6%	259,900円	379,800円
5級	課長	5人	14.7%	286,200円	391,800円
6級	困難な業務を掌る課長の職務	2人	5.9%	317,000円	409,000円

- (注) 1 西桂町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 28 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日までにおける運用	西桂町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない	○	○		

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

西桂町	山梨県	国
1人当たり平均支給額 (27年度) 1,329 千円	1人当たり平均支給額 (27年度) 1,570 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成 28 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日までにおける運用	西桂町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない	○	○		

(2) 退職手当（28年4月1日現在）

西桂町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%） （退職時特別昇給）			定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額		18,464千円			

(3) 地域手当（28年4月1日現在）

※西桂町では地域手当の制度はありません。

(4) 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

※西桂町では特殊勤務手当の制度はありません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（27年度）	5,827 千円
職員1人当たり平均支給年額 （27年度決算）	157 千円
支給実績（26年度）	5,395 千円
職員1人当たり平均支給年額 （26年度決算）	150 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 子等の扶養1人6,500円 特定扶養は5,000円加算	同じ	なし	千円 3,558	円 177,900
住居手当	借家で家賃12,000円を超える場合に限り、家賃の額に応じ27,000円を限度に支給	同じ	なし	千円 1,350	円 270,000
通勤手当	自動車等を使用する場合、通勤距離に応じて月額2,000円から支給	同じ	なし	千円 418	円 41,800
管理職手当	課長5・6級	同じ	なし	千円 4,925	円 615,625
日直手当	勤務1回につき4,200円	同じ	なし	千円 523	円 21,775

5 特別職の報酬等の状況 (28年4月1日現在)

区分		給料 月額等	
給料	町 長	580,000円 () 0円)	(参考) 類似団体における最高/最低額
			840,000円 / 416,500円
報酬	議 長	200,000円 () 円)	395,000円 / 160,000円
	副 議 長	160,000円 () 円)	310,000円 / 130,000円
	議 員	145,000円 () 円)	290,000円 / 115,000円
期末手当	市区町村 長 副 市 町 村 長	(27年度支給割合) 3.10 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(27年度支給割合) 3.35 月分	
退職手当	市区町村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 退職した日の給料月額×在職月数×42/100	
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

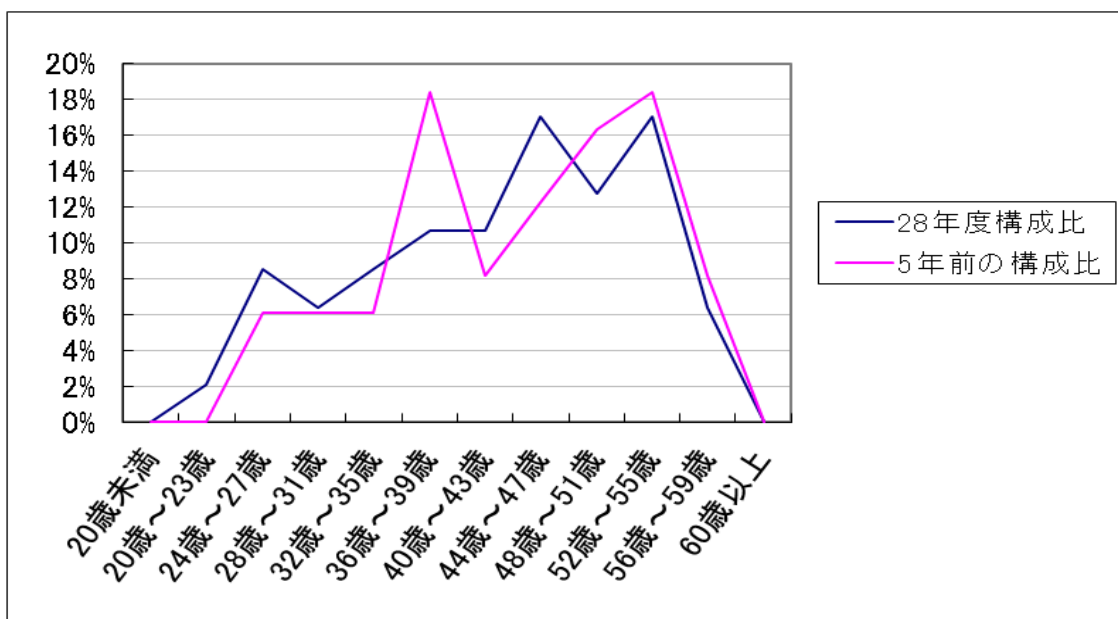
(各年4月1日現在)

部 門		区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成27年	平成28年	平成27年	平成28年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	業 務 見 直 し に よ り	
		総 務	12	11	△ 1		
		税 務	3	3	0		
		農 林 水 産	0	0	0		
		商 工	2	2	0		
		土 木	4	3	0		
	小 計		24	22	△ 2	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 86.69人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 161.49人)	
	福 祉 関 係	民 生	12	12	0	他 課 と の 類 似 事 業 の 統 合 に よ り	
		衛 生	4	5	1		
	小 計		16	17	1		
一 般 行 政 部 門		40	39	△ 1			
教 育 部 門		2	3	1	施 設 改 築 に 伴 う 業 務 増 に よ り		
普 通 会 計 計		42	42	0	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 93.35人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 185.87人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	1	1	0			
	下 水 道	1	1	0			
	国 民 健 康 保 険	2	2	0			
	介 護 保 険	1	1	0			
	小 計	5	5	0			
合 計		47	47	3	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 104.47人		
		[58]	[58]				

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	4人	3人	4人	5人	5人	8人	6人	8人	3人	0人	49人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	41	42	42	41	40	39	△2(△4.9%)
教育	4	4	4	4	2	3	△1(△25%)
消防							(%)
普通会計	45	46	46	45	43	42	△3(△6.6%)
公営企業等会計	5	5	5	5	5	5	0(%)
総合計	50	51	51	50	47	47	△3(6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

※西桂町で地方公共企業法を全部適用する公営企業に該当する事業はありません。